

概要版

土浦市こども計画

令和7年度～令和11年度



令和7年3月
土浦市

1 計画策定の背景と趣旨

我が国のこどもたちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。少子高齢化や核家族化の進行、児童虐待やひきこもりなどの家庭問題、地域社会のつながりの希薄化に関する問題が、依然として解決すべき課題となっています。また、自殺やいじめ、子育て家庭の孤独・孤立、格差拡大なども深刻な問題です。

近年の重要な展開として、令和5年4月「こども基本法」が施行され、同年12月には「こども大綱」が閣議決定されました。これらは、全てのこども・若者が幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すものです。

本計画は、「第2期土浦市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が令和6年度末で終了となることに伴い、単に同計画を見直すだけでなく、こどもの権利の擁護をはじめとしたこども・若者支援施策の充実を図るため、「土浦市こども計画」を策定し、社会情勢の変化や国の動向も踏まえながら、新たな取組と目標を定めるものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項の「市町村こども計画」を基本として、同条第5項の規定に基づき、子ども・子育て支援法第61条の「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第7条の「市町村行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項の「市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律による「成育医療等に関する計画」及び「こども大綱」において示されているヤングケアラー支援対策を包含し、一体的な計画として策定するものです。本計画は、本市のこども分野に係る個別計画に位置付けられるもので、上位計画である「第9次土浦市総合計画」との調和を図りながら、関連する主な分野別の計画との整合・連携を図ります。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から11年度までの5年間とします。

また、計画内容と実態に大きな差異が生じた場合は、必要に応じて本計画の見直しを行うものとします。

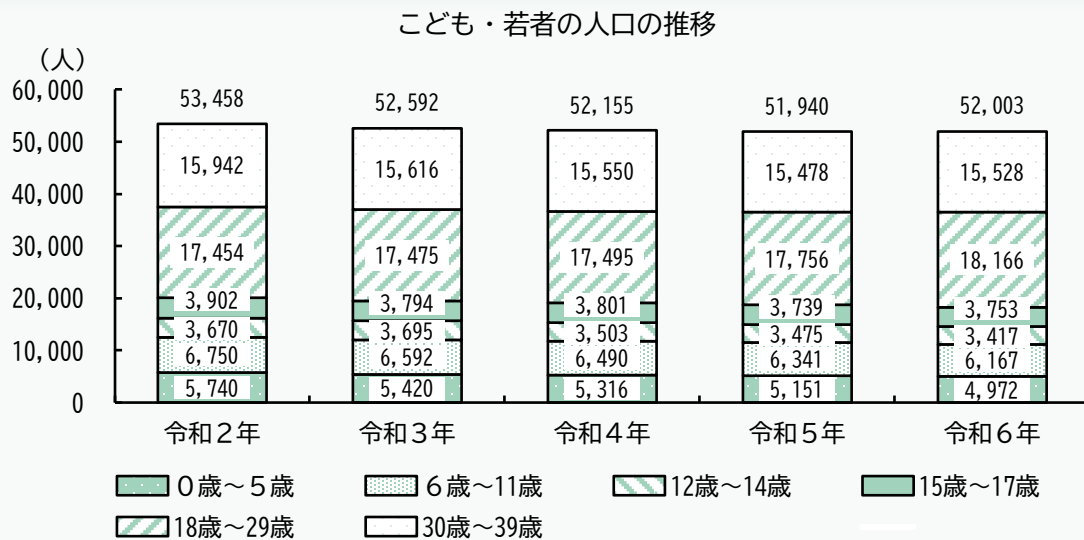
計画期間						
～令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
第2期土浦市子ども・子育て支援事業計画	土浦市こども計画					次期計画

4 こどもを取り巻く状況

1 こども・若者の人口の推移

本市のこども・若者の人口は減少傾向にあり、令和2年と令和6年の比較で1,455人減少しています。年齢別にみると、0～5歳で特に減少幅が大きく、768人減少しています。

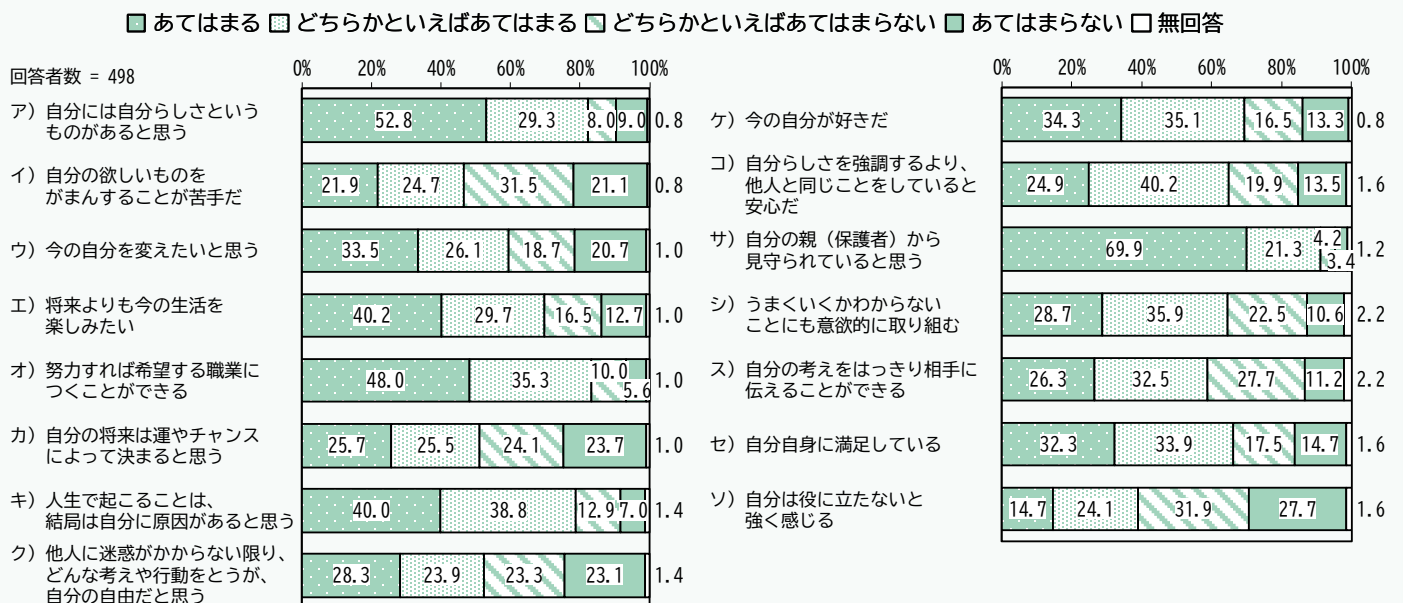
一方、こども・若者人口が減少傾向にある中であっても、18～29歳のみ増加傾向を示しており、712人増加しています。



2 こどもが自分自身について感じていること

市内の公立小学校5年生・公立中学校8年生を対象とした調査では、『今の自分が好きだ』について「あてはまる」が34.3%、「どちらかといえばあてはまる」と合わせると69.4%となっています。また、『自分の親（保護者）から見守られていると思う』で「あてはまる」の割合が高くなっています。

『あなた自身についてあてはまることについて』



[基本理念] [基本施策] [ライフステージ]

[施策の展開]



6 施策の展開

基本施策1 子育て・子育てを支援します

① こども・若者の権利の保障

こども・若者やおとなに対して、市の広報物やホームページを通じ、こども・若者の権利について理解を深めるための情報提供や啓発を行います。

また、様々な機会を捉えながら、こどもや若者の意見を聴取し、市の施策に反映していきます。

② こどもの貧困対策

経済的な理由により、こどもを産み育てることが困難な状況にならないよう、引き続き各種手当等をはじめとした経済的支援を充実します。

また、ひとり親家庭の親子を対象としたイベントなどを実施します。

③ 障害児・医療的ケア児と家庭への支援

障害や、発達に特性のあるこどもを早期に発見・把握し、適切な支援・サービスにつなげるとともに、その発達や将来の自立、社会参加に向けた主体的な取組を支援します。

また、医療的ケア児などに対する支援も実施します。

④ 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

土浦市こども家庭センターにおいて、虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めるほか、ヤングケアラーについても、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていきます。

⑤ こどもの心身の健康づくり

主に、様々な葛藤・悩みを抱える学童期や思春期のこどもを対象に、相談などによる支援を行います。

⑥ 安全・安心な環境づくり

防犯・防災・交通安全などの取組について、関係機関と連携しながら、こどもが安全・安心に、そして快適に過ごすことができる環境を整備します。

基本施策2 こどもの将来にわたるウェルビーイングを支援します

【妊娠前から幼児期まで】

① こどもや母親の健康の確保

健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施するとともに、適切な育児情報を提供し、こどもと母親の健康の確保に努めます。

また、妊娠前から出産までのライフイベントについても、相談支援や健康管理など、切れ目のない支援を実施します。

② 質の高い幼児教育及び保育の提供体制の充実

教育・保育ニーズの動向を踏まえながら、施設及び人材の確保に努めるとともに、教育・保育の現場で働く人々に対し、専門的な研修や定期的な指導監査を実施します。

また、関係者の連携による幼・保・小の円滑な接続を図ります。

③ 親子の成長と交流の場の支援

保護者・養育者が地域の中で孤立しないよう、交流ができる環境の整備に努めるとともに、地域の身近な場を通じた支援や、親子を対象とした講座などの充実を図ります。

【学童期・思春期】

① こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

学校生活の更なる充実を図るとともに、多様な活動や学習、遊びの機会を提供します。
また、在留外国人のこども・若者に対する適応支援、日本語指導等を推進します。

② 児童の健全育成

こども・若者の非行や犯罪等を防止するための見守り活動や意識啓発を実施します。
また、こども・若者が自らのライフデザインを描くことができるよう、様々な仕事やロール・モデルなどに触れる機会を創出します。

③ 放課後児童の居場所の確保

放課後児童クラブの整備を中心に、放課後児童の居場所づくりを推進します。

④ いじめ・不登校への対応

いじめ防止、早期発見の取り組みを強化するとともに、不登校のこどもへの相談支援等を充実します。

【青年期】

① 次代の親の育成

こどもを産み育てることの大切さを学ぶ機会を提供するとともに、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理が行えるよう、意識啓発を行います。

② 出会いや結婚の支援

若者の出会いの機会や場の創出支援について、国や県などと連携しながら効果の高い取組を推進するとともに、結婚に伴う新生活のスタートアップへの支援を推進します。

基本施策3 保護者が安心して子育てができる環境を確保します

① 地域における子育て支援サービスの充実

妊娠・出産から安心して子育てができるよう、子育て当事者のライフステージや地域のニーズに応じた切れ目ない支援体制を強化します。

② 子育て支援のネットワークづくりの推進や情報提供の充実

国や県なども含めたこども・若者や子育てに関する情報を幅広く収集・発信し、安心して楽しく子育てができる環境を整備します。

③ 家庭や地域の教育力の向上

親子の育ちを応援する家庭教育支援の充実を図るとともに、家庭への訪問や相談対応などを通じて、家庭教育にかかわる問題の早期発見に努めます。
また、地域資源を活用した多様な活動機会の提供を図ります。

④ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

仕事と家庭を両立させ、家事・子育てに参画したいという希望が叶えられるよう、市民や事業主に対する意識啓発を推進します。

⑤ ひとり親家庭への自立支援

ひとり親家庭に対して、関係機関と連携しながら、子育て支援や生活支援、就労支援、経済的支援等、総合的な支援に努めるとともに、制度の周知を継続して行います。

7 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業

1 教育・保育事業の量の見込み・確保方策

		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
令和7年度	量の見込み(人)	603	110	1,512	240	409	501
	確保方策(人)	1,564	1,692		258	462	532
令和8年度	量の見込み(人)	587	110	1,473	239	423	498
	確保方策(人)	1,564	1,692		258	462	532
令和9年度	量の見込み(人)	582	107	1,444	240	417	500
	確保方策(人)	1,564	1,692		258	462	532
令和10年度	量の見込み(人)	575	106	1,423	238	415	495
	確保方策(人)	1,564	1,692		258	462	532
令和11年度	量の見込み(人)	573	103	1,407	236	414	494
	確保方策(人)	1,564	1,692		258	462	532

2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延長保育事業(人)	量の見込み	484	476	473	468	465
	確保方策	543	543	543	543	543
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)(人)	量の見込み	1,679	1,709	1,703	1,693	1,673
	確保方策	1,736	1,736	1,736	1,736	1,736
子育て短期支援事業(件)	量の見込み	13	13	13	12	12
	確保方策	20	20	20	20	20
地域子育て支援拠点事業(件)	量の見込み	62,045	61,471	61,602	61,237	60,898
	確保方策	10か所	10か所	10か所	10か所	10か所
事業(件) 一時預かり	①幼稚園における一時預かり	量の見込み	16,175	15,789	15,552	15,333
		確保方策	16,175	16,175	16,175	16,175
	②上記以外	量の見込み	7,579	7,460	7,421	7,351
		確保方策	7,579	7,579	7,579	7,579
病児保育事業(件)	量の見込み	711	693	676	664	651
	確保方策	761	761	761	761	761
ファミリー・サポート・センター事業(件)	量の見込み	448	436	425	416	408
	確保方策	754	754	754	754	754
事業(利用者支援か所)	①基本型	量の見込み	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1
	②こども家庭センター	量の見込み	17	17	17	17
		確保方策	17	17	17	17
妊婦健康診査事業(回)	量の見込み	11,032	10,934	10,878	10,822	10,752
	確保方策	11,032	10,934	10,878	10,822	10,752
乳児家庭全戸訪問事業(件)	量の見込み	788	781	777	773	768
	事業実施予定	実施	実施	実施	実施	実施

				令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
養育支援訪問事業 (人)	量の見込み			33	32	31	31	30
	事業実施予定			実施	実施	実施	実施	実施
実費徴収に係る補 足給付を行う事業	日用品・文房具等			実施	実施	実施	実施	実施
	副食費			実施	実施	実施	実施	実施
多様な事業者の参入 促進・能力活用事業	事業実施予定			実施	実施	実施	実施	実施
子育て世帯訪問支 援事業(件)	量の見込み			286	280	273	269	263
	確保方策			300	300	300	300	300
児童育成支援拠点 事業(人)	量の見込み			28	27	26	26	25
	確保方策			30	30	30	30	30
親子関係形成支援 事業(人)	量の見込み			18	18	18	17	17
	確保方策			45	45	45	45	45
妊婦等包括相談支 援事業(回)	量の見込み			2,364	2,343	2,331	2,319	2,304
	確保方策			2,364	2,343	2,331	2,319	2,304
産後ケア事業(件)	量の見込み			148	155	162	169	176
	確保方策			148	155	162	169	176
(一)も誰でも通園制度 (乳児等通園支援事業 時間人)	0歳	量の見込み	必要受入時間数	-	426	423	421	418
			必要定員数	-	3	3	3	3
		確保方策	必要定員数	-	3	3	3	3
	1歳	量の見込み	必要受入時間数	-	1,491	1,479	1,472	1,464
			必要定員数	-	9	9	9	9
		確保方策	必要定員数	-	9	9	9	9
	2歳	量の見込み	必要受入時間数	-	703	716	711	707
			必要定員数	-	4	5	5	5
		確保方策	必要定員数	-	4	5	5	5

8 基本理念の実現に向けた目標の設定

項目	現状値		目標値
「こどもは権利の主体である」について、「そう思う」と回答した人の割合	未就学児保護者	60.4%	80.0%
	就学児童保護者	46.5%	
「今の自分が好きだ」について、「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」と回答した人の割合	小中学生(5年生・8年生)	69.4%	80.0%
	若者(16歳～29歳)	63.6%	
「この地域で、今後も子育てをしていきたいですか」について、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合	4か月児・1歳6か月児・3歳3か月児健康診査を受診したこどもの保護者	91.9%	95.0%
父親の育児休業取得率	未就学児保護者	20.5%	74.3%

土浦市こども計画(概要版)

令和7年3月

発行：土浦市 編集：こども未来部 こども政策課
住所：茨城県土浦市大和町9番1号 電話：029-826-1111(代表)

